建築確認等申請手数料（建築物省エネ法適合性判定に係る審査手数料を含まず）

	建築確認		中間検査	完了検査（特定工程に係るもの）	完了検査（中間検査なし）
床面積の合計	構造計算書必要な場合 手数料（円）	構造計算書不要の場合 手数料（円）	手数料（円）	手数料（円）	手数料（円）
30㎡以内	17，000	12，000	17，000	17，000	18，000
30㎡超～100㎡以内	26，000	18，000	24，000	25，000	27，000
100㎡超～200㎡以内	40，000	27，000	33，000	31，000	34，000
200㎡超～500㎡以内	53，000	35，000	42，000	43，000	46，000
500㎡超～1，000㎡以内	93，000		63，000	64，000	67，000
1，000㎡超～2，000㎡以内	140，000		80，000	82，000	86，000
2，000㎡超～5，000㎡以内	240，000		130，000	140，000	150，000
5，000㎡超～10，000㎡以内	290，000		170，000	180，000	190，000
10，000㎡超～50，000㎡以内	470，000		280，000	290，000	300，000
50，000㎡超	780，000		510，000	560，000	570，000
	建築設備等		計画変更		完了検査
建築設備（エレベーター）1件につき	26，000		14，000		34，000
建築設備（小荷物専用昇降機）1件につき	11，000		6，000		19，000
工作物	24，000		13，000		27，000

※建築物に関する構造計算適合性判定を求めなければならない場合は構造計算適合性判定機関へ直接申請してください。（別途、手数料必要）

※建築物省エネ法において適合性判定の対象となる建築物の新築・増改築等に関する建築確認及び完了検査については、別紙のとおり審査手数料及び完了検査手数料の加算があります。

建築物省エネ法適合性判定に係る審査手数料（令和3年4月1日～）

種別等	建築物省エネ法適合性判定手数料				完了検査手数料
	非住宅（工場等以外）		非住宅（工場等）※1		建築物省エネ法適合性判定部分に関する追加手数料
	モデル建物法以外 ※2	モデル建物法	モデル建物法以外 ※2	モデル建物法	
床面積の合計	手数料（円）	手数料（円）	手数料（円）	手数料（円）	手数料（円）
300㎡未満	230,000	89,000	26,000	21,000	9,000
300㎡以上～1,000㎡未満	290,000	114,000	33,000	28,000	16,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	362,000	145,000	45,000	40,000	26,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	510,000	230,000	102,000	95,000	77,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	625,000	298,000	149,000	142,000	123,000
10,000㎡以上～25,000㎡未満	736,000	357,000	183,000	175,000	155,000
25,000㎡以上～50,000㎡未満	838,000	417,000	226,000	216,000	194,000
50,000㎡以上	1,041,000	538,000	311,000	300,000	271,000

〇建築物省エネ法適合性判定手数料について

(1) 対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに適合性判定手数料を算定し、合算した額とする。
(2) 計画変更又は軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の2分の1に該当する区分の手数料とする。
（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積とする。）
(3) 増改築の場合で、計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く
(4) 全部が工場等の用途で評価対象部分が無い場合（生産エリアのみで構成される工場等）の手数料は、計画書等の備考欄に記載された評価方法で判断する。

※1 全部が工場等の用途である場合に適用。一部が工場等の用途の場合、工場等の用途に供しない部分（非住宅部分に限る）の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であって、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建築法によるものについて適用する。それ以外は非住宅（工場等以外）を適用する。
※2 モデル建物法以外の評価方法とは標準入力法、主要室入力法、BEST省エネツール等を指す。

〇建築物省エネ法適合性判定対象建築物の完了検査手数料について

(1) 通常の完了検査手数料（中間検査対象建築物、中間検査対象外建築物）に建築物省エネ法適合性判定部分に関する追加手数料を加算した額とする。
(2) 対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに建築物省エネ法適合性判定部分に関する追加手数料を算定し、合算した額とする。
(3) 増改築の場合で、計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く